

紀南地域廃棄物処理促進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、紀南地域廃棄物処理促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、日高地域、西牟婁地域及び東牟婁地域における廃棄物の適正な処理に関する事項を、公共関与の必要性を含めて、広域的な見地から検討を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 協議会は、前条の目的達成のため、加入の意思を表示する法人及び任意の団体（以下「会員」という。）のうち、会長が認める者で組織する。

2 会員を、市町村（一部事務組合及び市町村で構成する任意団体を含む。以下同じ。）産業界及び県に区分する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物の種類及び排出量の実態調査並びに課題の把握
- (2) 課題への対応方策の検討
- (3) 課題への対応に必要な施設適地の検討
- (4) 上記施設整備に係る事業主体及び事業費負担割合の検討
- (5) その他前各号に付随すること

(役員)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長3名を置く。

2 会長及び副会長は、全体会議において互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位をもってその職務を代理する。

(監事)

第6条 協議会に監事1名を置く。

2 監事は、全体会議構成員のうちから、会長が全体会議に諮って選任する。

(役員及び監事の任期)

第7条 役員及び監事の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会に、全体会議、連絡調整会議、ワーキング及び事業主体設立準備会議を置く。

(全体会議)

第9条 全体会議は別表に掲げる職にあるものをもって組織する。

2 全体会議は、次に掲げる事項について審議を行う。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 協議会の運営に関する重要な事項

(開催)

第10条 全体会議は、会長が必要と認めたととき、又は3分の1以上の会員が開催を求めたときに、会長が招集する。

2 全体会議は、全体会議の構成員(以下「委員」という。)の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由で全体会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 全体会議の議長は、会長が当たる。

5 会長は、必要に応じて、学識経験者等に全体会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は助言を求めることができる。

6 会員は、会員総数の3分の1以上の賛成をもって全体会議に議案を提出することができる。

(議決)

第11条 全体会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第12条 やむを得ない理由のため、全体会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合においては、書面表決を行った委員は、当該事項に係る全体会議に出席したものとみなす。

2 会長は、緊急を要する事項又は軽微な事項について、委員に対し書面による表決を求めて全体会議の議決に代えることができる。

(連絡調整会議)

第13条 連絡調整会議は、会員の実務担当者のうち、会長が指名する者(第3項において「代表者」という。)で構成する。

2 連絡調整会議は、ワーキングで計画立案された事項について、報告を受けるものとする。

3 代表者は、連絡調整会議で報告を受けた事項につき、会員に事業推進の連絡調整を行うとともに、必要がある場合は、検討協議し、意見集約を行うものとする。

4 連絡調整会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(ワーキング)

第14条 ワーキングは、会長が、事務局及び会員の実務担当者の中から指名する者若干名で組織する。

- 2 ワーキングは、協議会の事業を円滑に推進するために必要な企画立案を行う。
- 3 ワーキングの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(事業主体設立準備会議)

第15条 事業主体設立準備会議は、会員が属する団体の中から、会長が指名する者若干名で構成する。

- 2 事業主体設立準備会議は、第4条(4)及びそれに関連する事業について、必要な検討、調査研究を行う。
- 3 事業主体設立準備会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(諮問機関等の設置)

第16条 会長は、協議会の事業に関し必要な調査及び審議を行うため、諮問機関等を置くことができる。

- 2 諮問機関等の設置、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議会の事務局)

第17条 協議会の事務局は、田辺周辺広域市町村圏組合事務局内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議会の経費負担)

第18条 協議会の運営に必要な経費は、会員の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会員は、協議会の運営に必要な経費を賄うため、協議会に負担金を納めなければならない。
- 3 負担金は、市町村、産業界及び県の三者が均等に負担する。
- 4 前項のそれぞれの区分における個別会員の負担額については、それぞれの区分における協議で定める。
(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
(協議会の監査)

第20条 協議会の出納は、監事が監査する。

- 2 監事は、前項の規定により監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
(解散)

第21条 協議会は、第2条に定める目的の達成その他協議会を存続すべき事由が消滅した場合には、全体会議の承認をもって解散することができる。

- 2 前項の場合において、清算終了後の協議会の残余財産は、負担額に応じて市町村、産業界及び県に配分するものとする。
(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が全体会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成14年11月29日から施行する。
- 2 協議会が設置された日の属する会計年度は、第18条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成15年3月31日までとする。

附 則（平成16年4月30日）

この規約は、平成16年4月30日から施行する。

別表

市町村	御坊周辺広域市町村圏組合管理者及び副管理者
	田辺周辺広域市町村圏組合管理者及び副管理者
	新宮周辺広域ごみ処理対策協議会会長及び副会長
産業界	日高地域産業廃棄物対策連絡協議会会長
	紀南広域産業廃棄物問題連絡協議会会長
	新宮商工会議所会頭
県	西牟婁振興局長